

早わかり！ 子ども・子育て支援新制度 ～平成 27 年度から本格実施予定～

新制度がめざしていること

保育の受入人数拡大

待機児童問題の解決

+

公的保育の対象の拡大

子育て支援の充実

妊娠期・乳幼児期

・学童期の支援

認定こども園の普及

幼児教育+保育

を一体的に提供

財政支援の強化

(消費税財源の活用)



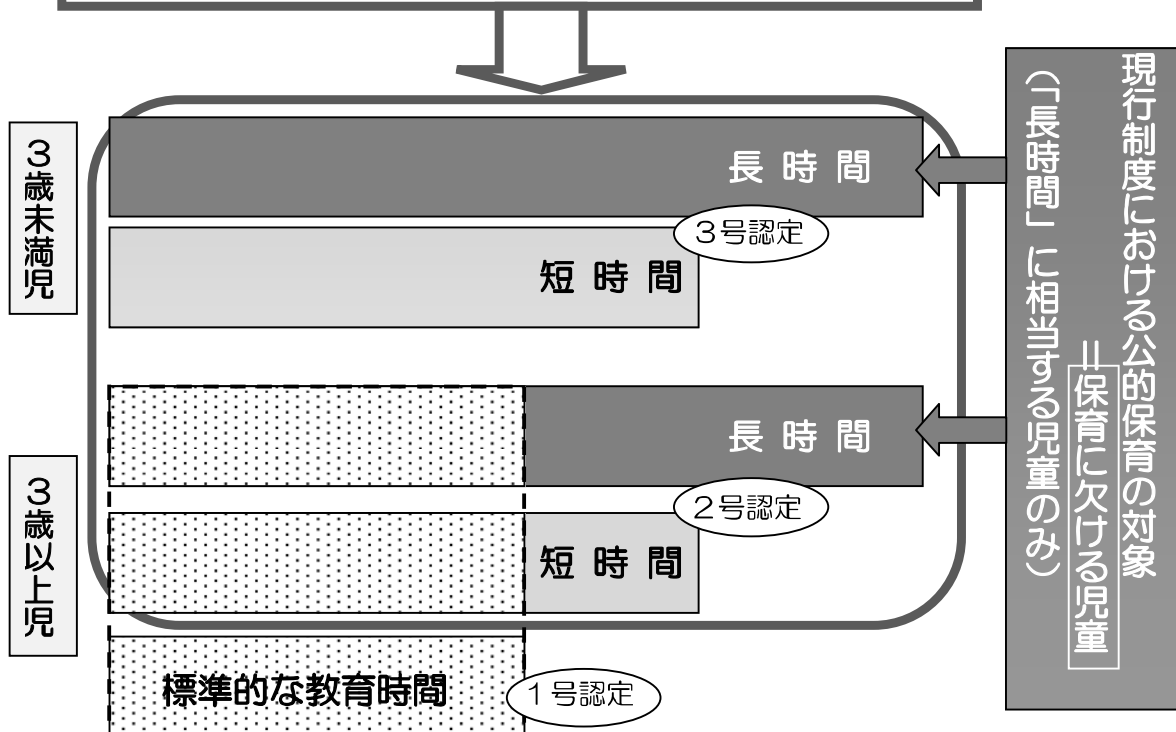
本資料は、平成 24 年 8 月に成立した子ども・子育て関連 3 法（子ども・子育て支援法、改正認定こども園法、関連法律の整備に関する法律）に基づき、導入が予定されている「子ども・子育て支援新制度」の概要について、国の関係資料を基にまとめたものです。

制度変更の概要 I (子育て家庭の皆様にとってのポイント)

1 「教育・保育の必要量の認定」制度の導入

- ① 新制度では、パートタイマーなど短時間就労の保護者のお子さんも、
公的保育が利用できるように、「保育の必要量の認定」が導入されます。
※保護者の就労状況等に応じて「長時間」「短時間」の認定がされます。
- ② 給付対象の施設等（2P の図の給付対象：保育所・地域型保育事業・認定こども園・給付対象幼稚園）を利用する際、居住市町村に「認定」を申請して、「認定証」を受けることが必要になります。（「認定」申請の受付は平成26年秋に開始予定）
- ③ 給付対象の幼稚園・保育所等の保育料は所得に応じた月額になります。
※国が示す基準を基に、市町村が保育料を決定します。
(給付対象の幼稚園に通園の場合、幼稚園就園奨励費は受けられなくなります。)

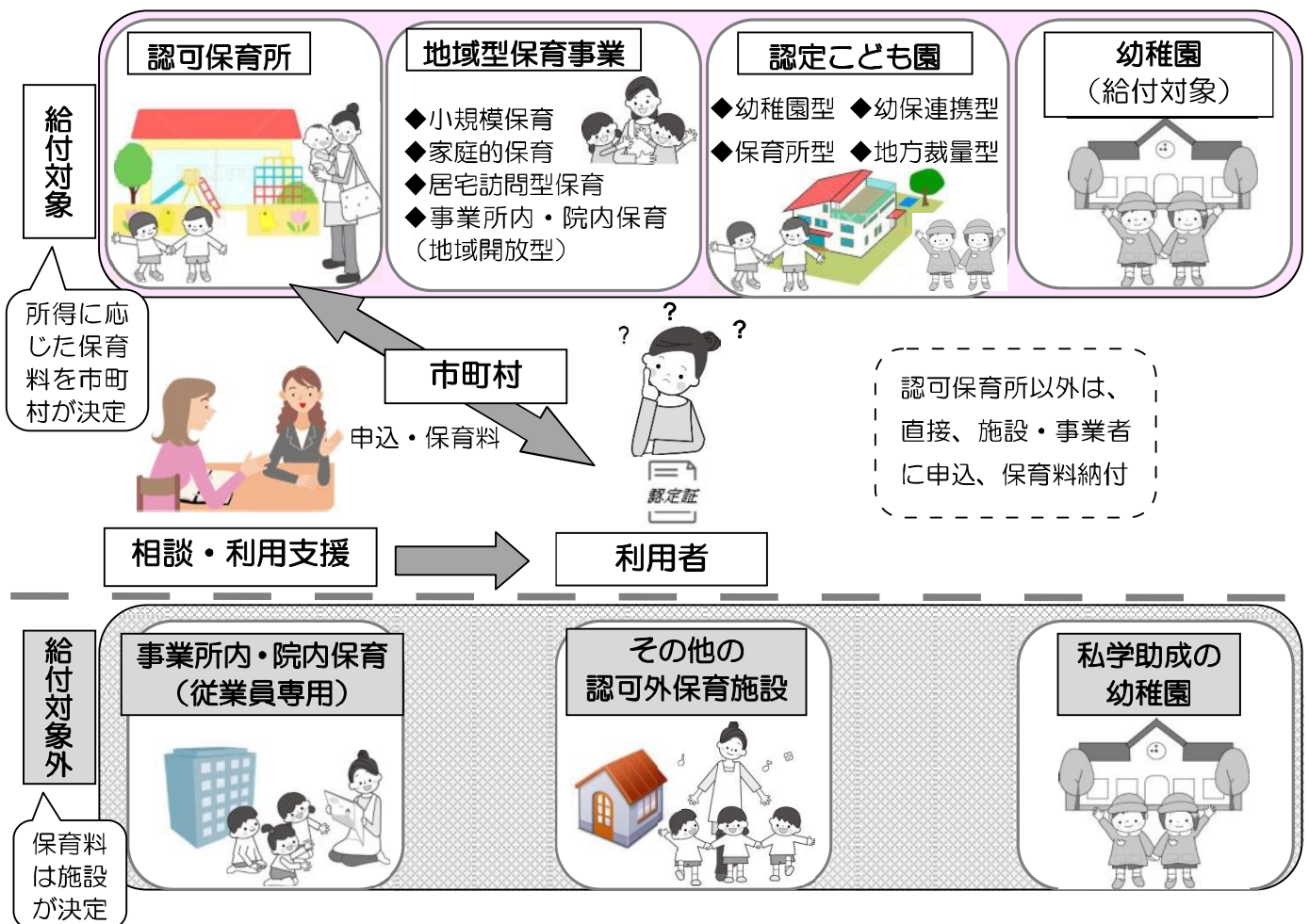
新制度における公的保育の対象
＝保育を必要とする児童
(「長時間」認定の児童＋「短時間」認定の児童)



- * 長時間、短時間の具体的な時間の目安等は、今後、国から示される予定。
- * 標準的な教育時間：1日3～4時間程度の幼児教育の時間
- * 1号認定・2号認定・3号認定：子ども・子育て支援法に基づく必要量の認定区分

2 公的保育の多様化と供給量拡大のためのしくみ

- ① 市町村は、「保育を必要とする子ども」（1の「長時間」「短時間」の保育認定を受けた子ども）に、次の方法で保育を提供することが求められます。
 - ・ 施設型給付の施設：保育所、認定こども園
 - ・ 地域型保育給付の事業：小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育
 事業所内・院内保育 ※斜字体：新たに制度化
- ② 地域型保育給付の事業の認可基準は、国が示す考え方にに基づき、市町村が条例で定め、市町村が認可・指導監督を行います。
 - ※ 国の「待機児童解消加速化プラン」（25年4月公表）により、当初の予定よりも早期に制度化される可能性があります。詳細は未定です。
- ③ 「市町村子ども・子育て支援事業計画」に定める供給量に達するまで、県や市町村は、①の施設・事業を認可しなければなりません。
 - ※ 現行制度では、保育所新設に関する市町村の判断が尊重されます。
- ④ 市町村では、様々な公的保育の利用等について助言等を行う、「利用者支援事業」の実施が望まれます。
 - ※ 「保育の必要量認定」と「利用者支援」は、介護保険制度の「要介護認定」と「ケアマネージャー」に似たしくみになっています。



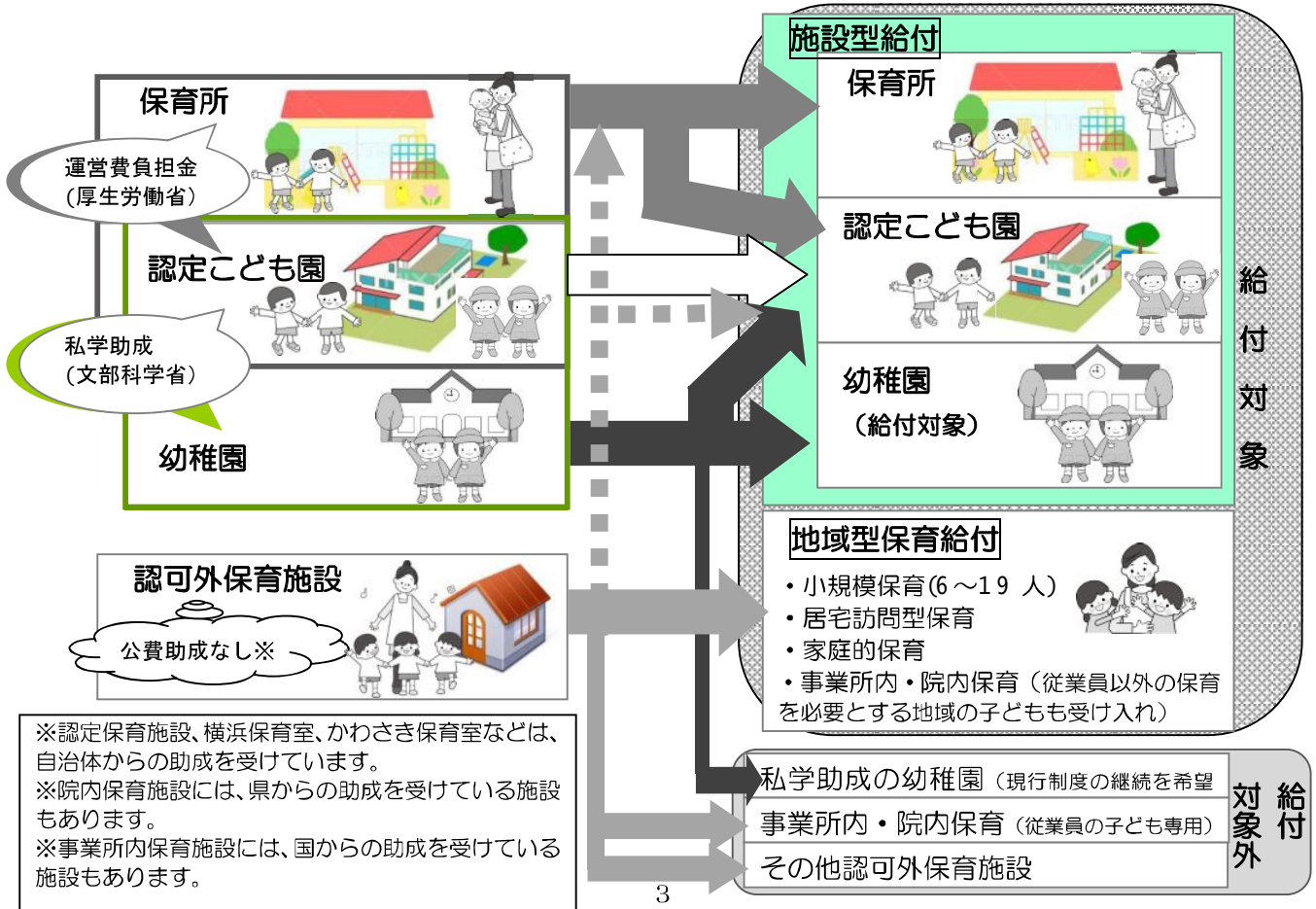
制度変更の概要Ⅱ（施設・事業者の皆様にとってのポイント）

1 「子ども・子育て支援給付」の創設

- ① 就学前の子どもの教育・保育を保障するために「給付」制度が導入されます。
※「給付」費は、国・県・市町村に必要額を手当てすることが義務付けられ、予算の範囲内で手当てする奨励補助金とは性質が異なる公費です。
- ② 「認定」を受けた子どもの教育・保育を行った施設・事業者は、市町村から「給付費」の代理受領（保育所には「委託料」として支払い）を受けます。
- ③ 市町村からの支払額は国が示す公定価格の水準が基本となります。
 - 私立保育所への市町村からの委託料：国の公定価格に基づく算定額
 - 私立幼稚園への市町村からの支払額：
「国の公定価格に基づく算定額 + 地方単独給付（県・市町村が負担）
— 保護者からの保育料（所得に応じて市町村が保育料を決定）」
 ※公定価格：児童年齢、教育・保育の必要量等の区分に応じた設定となる見込み
- ④ 私立幼稚園は、給付対象への移行を希望しない場合、引き続き、私学助成の対象施設として継続することとなります。（預かり保育への補助も継続予定）
※ 国は、26年度の早い時期に公定価格の枠組みを提示して、私立幼稚園の希望把握を行う予定です。

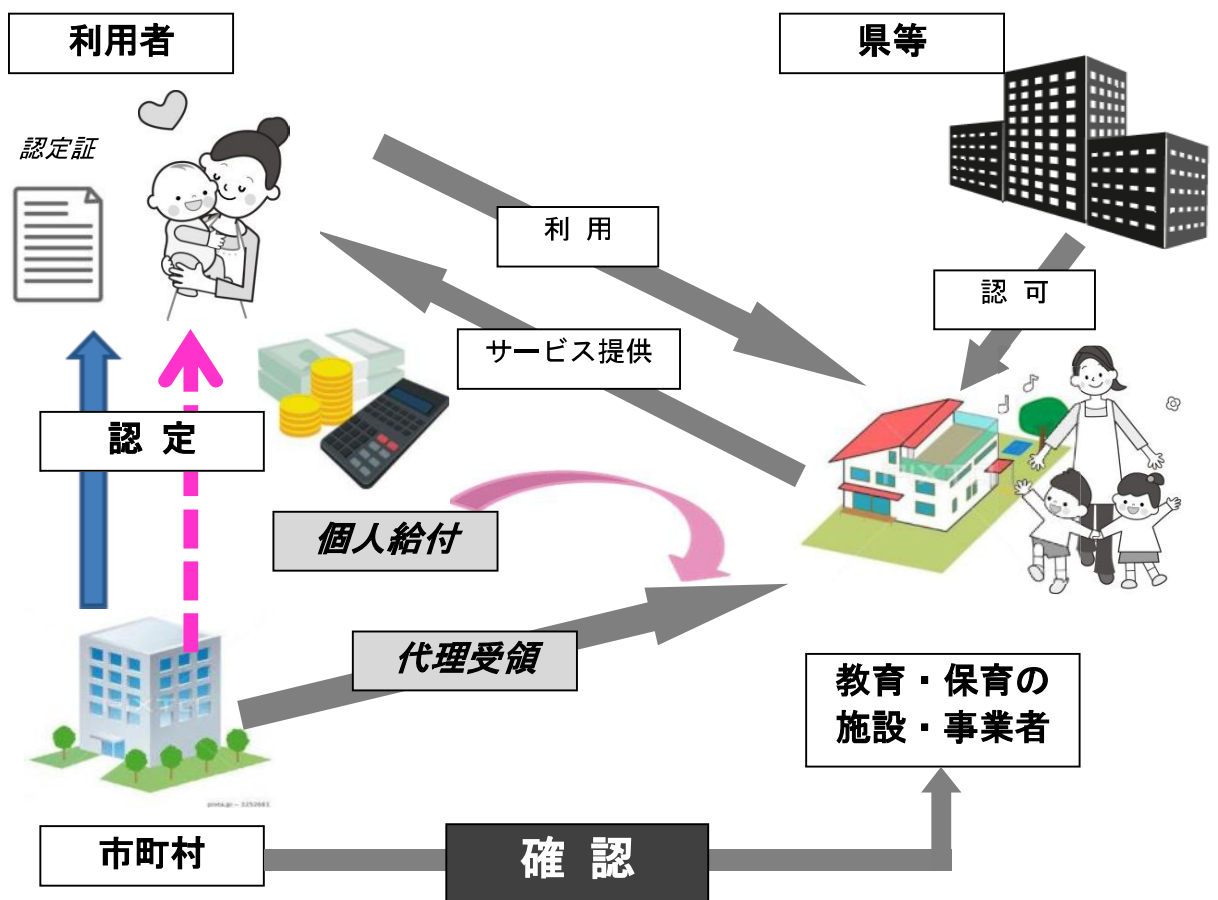
現行：厚生労働省と文部科学省

制度：内閣府に一本化



2 市町村による「確認」制度の導入

- ① 「給付費」の代理受領を受けるために、市町村の「確認」が必要となります。
(県や市町村の「認可」に加えて、市町村の「確認」が必要です。)
※ 制度移行時、既存の幼稚園・保育所・認定こども園は、「確認」を受けたこととみなされる経過措置が適用されます。
- ② 「確認」の基準は、国の示す考え方に基づき、市町村が条例で定めます。



3 保育所の認可制度、認定こども園の認定制度の改善

- ① 保育所不足地域（＝待機児童がいる、認可外保育施設があるなど）における保育所や保育事業の申請は基準に適合する限り、原則認可されることとなります。
※ ただし、社会福祉法人以外の主体は、財産的基礎・社会的信望・社会福祉事業の経験等が不足の場合、欠格事由に該当し、認可されません。
- ② 「幼保連携型認定こども園」の認定促進のため、手続きが一本化されるとともに、インセンティブが付与される予定です。
※ 「幼保連携型認定こども園」の認定権限は、政令・中核市に移譲されます。

制度変更の概要Ⅲ (市町村の役割・責任の拡大)

1 子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」

- ① 平成27～31年度の5年計画【26年度中に策定】(全市町村に義務付け)
- ② 子育て家庭への利用希望調査【25年夏～秋頃】
 - 子育て家庭のニーズ把握 + 子ども人口の動向の予測等
 - 計画期間中に確保をめざす子ども・子育て支援サービスの供給量を設定
 - 供給量の確保方策(保育所の整備箇所数など)を位置付け
 - ※ 計画に位置付ける子ども・子育て支援サービスは右ページを参照
- ③ 「市町村子ども・子育て会議」で計画策定のための協議【25～26年度】
 - ※ 会議は子育て当事者、幼児教育・保育の関係者などにより構成
- ④ 従来計画(次世代育成地域行動計画)との違い
 - 計画に設定された供給量まで、保育の新規参入を原則認可(供給量を超えた場合、新規参入は認められなくなる)

2 子ども・子育て支援法に基づく給付制度の実施主体

- ① 関連基準等を定める市町村条例の制定【26年度上半期】
 - ・ 地域型保育の認可基準
 - ・ 放課後児童クラブ(届出制)の運営基準
 - ・ 給付対象施設・事業(=特定教育施設、特定保育施設・事業)の確認基準
 - ・ 特定教育施設、特定保育施設・事業の保育料徴収基準
 - ※児童福祉法改正により、放課後児童クラブの対象児童は小学生全般に拡大
- ② 就学前児童の教育・保育の必要量の認定【26年秋頃～】
 - ※ 認定の基準：国の示す考え方にに基づき市町村が定める
- ③ 既存の幼稚園・保育所・認定こども園のみなし確認措置【26年度下半期】
- ④ 給付制度の本格実施【27年度～(予定)】

3 県：市町村支援、広域的・専門的役割

- ① 「県子ども・子育て支援事業支援計画」を策定
 - 市町村計画の推進支援〔市町村計画策定時に県との法定協議〕
 - ・ 就学前児童の教育・保育の供給量：市町村計画を積上げ
 - ・ 供給量の確保方策
 - 広域的・専門的役割
 - ・ 保育士等、子ども・子育て支援人材の確保・育成
 - ・ 児童虐待防止、社会的養護、ひとり親家庭の自立支援、障害児施策
 - ・ 就学前の教育・保育情報の公表 など
- ② 子ども・子育て支援事業に対する財政負担

子ども・子育て支援給付

国 1/2

県 1/4

市町村 1/4

※県分は政令・中核市分を含む

＜現行＞保育所：政令・中核市分の県負担なし

私立幼稚園：【私学助成】国 13.5%、県 86.5%、市町村 0%【就園奨励費】国 1/3、市町村 2/3 (県負担なし)

地域子ども・子育て支援事業

国 1/3

県 1/3

市町村 1/3

※県分は政令・中核市分を含む

＜現行＞殆どの事業：政令・中核市分の県負担なし

新制度における子ども・子育て支援サービス

地域子ども・子育て支援事業

【妊娠期～主に乳児期】

- 妊婦健診
- 乳児家庭全戸訪問事業
(こんにちは赤ちゃん事業 等)
- 養育支援家庭訪問事業



【主に乳幼児期】

- 地域子育て支援拠点事業
(子育て支援センター、
子育てひろば 等)
- 一時預かり事業



【学童期】

- 放課後児童
健全育成事業
(放課後児童
クラブ 等)



【就学前】○延長保育事業 ○夜間保育事業 ○休日保育事業

【就学前・就学児】○病児・病後児保育事業 ○ファミリー・サポート・センター事業
○トワイライトステイ事業 ○ショートステイ事業

利用者支援事業

子ども・子育て支援給付

施設型給付

保育所【0歳～就学前】



幼稚園【3歳～就学前】



認定こども園

【0～就学前の間、園により異なる】



地域型保育給付

【主に0～3歳】

- ・小規模保育
- ・家庭的保育
- ・居宅訪問型保育
- ・事業所内・院内保育
(地域開放型：従業員以外の
地域の子どもも受入)



児童手当

子ども・子育て支援
新制度の対象外

- ・私学助成の幼稚園（現行制度の継続を希望する園）
- ・事業所内・院内保育（従業員の子ども専用）
- ・その他の認可外保育施設
- ・放課後子ども教室

子ども・子育て支援新制度 早わかり Q&A

〔暫定版〕

新制度について良くある質問について、25年5月20日時点で把握されている情報をまとめました。

Q1 保育所が全て「総合こども園」になるとされていた「子ども・子育て新システム」は廃案になったので、新制度は、保育所にとっての大きな変化はないと考えてよいですか？

A1

- ① 保育の実施主体は市町村である点、保育所の利用を市町村に申込み、市町村が入園を決定し、保育料も市町村が徴収するという利用の基本的な枠組みは変わりません。
- ② 変更される点としては、保育所の認可に加えて、所在市町村から「確認」を得ないと公費を受けとれなくなることがあります。新制度導入時、既存保育所は「みなし確認」を得ることができますが、その後、「確認」の基準を満たさない点があると「確認」取消しとなります。保育所における費用については、市町村から委託料として支払うこととされ、保育所への公費負担に変化はありませんが、保育所への公費が「委託料」として支払われることが法定されたことに伴い、民間保育所は市町村から子どもの保育を委託される受託事業者としての立場が明確化されます。

これらに伴って、従来以上に保育に対する市町村の関与・責任が拡大することとなります。

Q2 保育所で短時間保育と長時間保育の子どもと一緒に保育するようになると、園全体での行事ができなくなったり、という不都合が生じるのではないのでしょうか？
また、長時間保育が設定されると延長保育はなくなってしまうのでしょうか？

A2 国では、長時間保育は一日11時間が目安となると示しており、短時間保育は、幼児教育の一日3～4時間と長時間保育の11時間の中間的な時間数となると想定されます。

そこで、国では、ご心配のようなことが生じないように、短時間保育と長時間保育の子どもと一緒に保育する時間帯をコアタイムとして設定することも検討されています。

また、一日11時間を超える分の保育は延長保育として補助制度が継続する見込みです。

Q3 最近数年、保育所の新增設が続いているのに、少子化の中で、これ以上、保育所を増やす必要があるのでしょうか？

A3 県内では、年間を通じて待機児童がおらず、産休明けや育児明け後にいつでも保育所に入れるという地域はごく限られており、多くのご家庭がやむなく認可外保育施設を利用しています。

新制度は、パートタイマーなど短時間就労の保護者のお子さんも公的保育を受けられるようになることをめざしており、公的保育の対象が拡大します。

上記に加え、本県では全体としては就学前児童数はほぼ横ばい状態にあるうえ、保育所の整備率（＝就学前児童人口に対する保育所の定員数の割合）は全国最低レベルであることから、潜在的な保育需要を勘案すると、まだ多くの地域で保育所が不足している状態にあると言えます。

Q4 国の資料では、新制度になると、認可外保育施設から認可に移行する道が広がるように示されています。また、安倍首相が発表した「待機児童解消加速化プラン」では、認可外の認可化支援を充実させるとのことですが、どのような支援が受けられるのでしょうか？

A4 新制度では、定員6～19人の小規模保育、家庭的保育など、これまでの認可保育所以外にも、認可を受け、公的負担により運営される保育事業が新たに制度化されるので、認可外保育施設が認可に移行する場合の選択肢は広がってきます。

ただ、一般的に資金面や人材面で体力が乏しい認可外保育施設が、認可に移行するには、公的な支援の充実が望まれることから、「加速化プラン」に認可外の認可化支援が盛り込まれ、現在、国は、具体的な支援策を調整中です。今後、具体策が明らかになりましたら、情報を提供してまいります。

Q 5 幼稚園を運営していますが、新制度になったときに、私立幼稚園が移行できる施設の種類やそれぞれの違いなどが複雑でよくわからず、困っています。

A 5 新制度導入に伴い、私立幼稚園が移行可能な主な施設については次のようになります。

		運営に対する公費	児童の入園手続等	保育料
施設型 給付対象	私立幼稚園 【給付対象へ 移行の場合】	◇運営費に相当する費用 ：施設型給付の代理受領 (月初の在籍児童数に 応じ、市町村から毎月 支払われる)	正当な理由なくしては拒否 できない(応諾義務) * 1 定員超過の申込みがあった 場合は選考を行える	◇毎月の保育料 市町村が所得に応 じて定めた額を保 護者から徴収 * 2
	幼保連携型 認定こども園 (=幼稚園十 保育所)	◇預かり保育補助 ：市町村から一時預かり 事業を受託して実施 ※預かり保育補助も 当面継続の予定	幼稚園部分：上記と同じ 保育所部分：定員超過の申し 込みがあった場合、保育の 必要性の高い児童を優先	◇入学時納付金、 教材費 幼稚園・認可外保 育施設部分につい ては、一定の範囲 で徴収可 * 3
	私立幼稚園 【私学助成】	現在と同じ (県から補助金交付)	現在と同じ	現在と同じ

* 1 例としては、障害のある子どもを受け入れるためのハード面の環境が整っていない など

* 2 幼稚園児の保護者に就園奨励費は支給されなくなりますが、国では実質的な保護者の負担が現在と大きく変わらないよう調整するとしています。

* 3 家計への著しい負担を生じない範囲で徴収可能となる見込みです。

Q 6 給付対象の幼稚園に移行するか、私学助成の幼稚園で継続するかは、平成 26 年度の早い時期に行われる国の意向調査の際に決めなければならないのでしょうか？

A 6 予定されている国の意向調査は、あくまでも調査時点での意向を把握するもので、その時点での意向を回答すればさしつかえありません。平成 26 年秋頃から各市町村は給付対象事業者の「確認」手続きを開始する見込みですが、既存の幼稚園は特に申し出ない限り、給付対象事業者としてみなされることとなります。また、平成 27 年度の新制度導入後に給付対象事業へ移行することも可能です。(改めて市町村の確認を受けることとなります。)

ただし、幼稚園から認定こども園に移行する場合、市町村子ども・子育て支援事業計画に設定される地域の保育の供給量が満たされてしまうと、認定こども園の認定が受けられなくなる点に注意が必要です。

Q 7 幼稚園から幼保連携型認定こども園への移行を検討していますが、3歳未満の子どもの保育を行うとなるとハードルが高いと感じています。どうしたら良いでしょうか？

A 7 制度的には、3歳未満の子どもの定員を設定しない場合でも、幼保連携型認定こども園の認定が受けられるようになります。ただし、3歳以上児の保育定員の設定については、Q 6 と同じように市町村子ども・子育て支援事業計画上の制約が出てきます。

Q 8 保育所が認定こども園に移行した場合のプラスとしてはどのようなことが考えられますか？

A 8 保育所の幼児教育的活動は学校教育法に基づく教育としては位置付けられていませんが、幼保連携型認定こども園に移行した場合、学校教育法に基づく教育として認められることとなります。

Q 9 保育所から幼保連携型認定こども園への移行を検討しているのですが、周辺地域に幼稚園がたくさんあるので、幼稚園部分の定員設定は認められないのではないかと思います。どうしたら良いのでしょうか？

A 9 新制度では、幼稚園部分の定員設定ゼロの幼保連携型認定こども園でも認定を受けられるようになります。

Q 10 幼保連携型認定こども園では、「保育教諭」の配置が必要となるとのことですが、具体的にどのような資格を持つ職員をどの位配置する必要がありますか？
また、要件を満たす職員が不足している場合はどうしたら良いのでしょうか？

A 10 「保育教諭」には、保育士登録と幼稚園教諭免許の併有が必要です。また、配置基準等については、国の子ども・子育て会議部会で検討されているところです。

保育士登録、幼稚園教諭の一方のみの保有者については、新制度本格施行後5年間は「保育教諭」として従事することができる経過措置が講じられます。

また、保育士または幼稚園教諭としての実務経験者については、併有のための単位取得を必要最小限とし、取得を支援するための方策についても検討されているところです。

Q11 国では、幼児教育の無償化について検討されているようですが、新制度との関係はどのようになるのでしょうか？

A 11 幼児教育の無償化については、政府内部での検討は行われていますが、対象年齢や対象範囲なども今後検討となっており、実施時期についても現時点では全く決まっていない状況です。

〔問合せ先〕

所属名		電話番号	FAX
神奈川県	次世代育成課 (子ども・子育て支援 制度準備グループ)	045-210-4687	045-210-8831

内閣府ホームページアドレス	http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinsei do/index.htm
---------------	---

神奈川県

県民局次世代育成部次世代育成課

横浜市中区日本大通1 〒231-8588 電話(045)210-4687(直通)